

裁判所法第 8 2 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して
最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況
(平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月末日)

1 不服の総処理件数

43 件

2 長官決裁による処理

なし

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 43 件

(2) 処理結果

監督権不行使 43 件

(3) 概要：別添 1 のとおり

(局課別内訳)

総務局 5 件，人事局 3 件，民事局 11 件，刑事局 11 件，行政局 10 件，家庭局 3 件

(態様内訳)

裁判事務関係 42 件，司法行政事務関係 1 件

(4) 特徴的態様

態様の内訳としては，裁判事務関係の不服が全体の約 98 パーセントを占める。また申出人の類型としては，判断，判決への不服や訴訟進行への不服等事件当事者からのものが約 77 パーセントを占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.6.15	局長等専決	監督権不行使	
2 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.6.26	局長等専決	監督権不行使	
3 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.7.17	局長等専決	監督権不行使	
4 総務局	弁護士	裁判事務	書記官		H27.9.28	局長等専決	監督権不行使	
5 総務局	当事者	司法行政事務	その他		H27.11.13	局長等専決	監督権不行使	
6 人事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.10.22	局長等専決	監督権不行使	
7 人事局	当事者	裁判事務	書記官		H27.11.4	局長等専決	監督権不行使	
8 人事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.2	局長等専決	監督権不行使	
9 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.7.29	局長等専決	監督権不行使	
10 民事局	弁護士	裁判事務	その他		H27.8.18	局長等専決	監督権不行使	

11	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		H27.9.30	局長等専決	監督権不行使	
12	民事局	当事者	裁判事務	調停委員		H28.2.1	局長等専決	監督権不行使	
13	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.1	局長等専決	監督権不行使	
14	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	
15	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	
16	民事局	当事者	裁判事務	その他		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官である。
17	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.29	局長等専決	監督権不行使	
18	民事局	当事者	裁判事務	その他		H28.3.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、高裁長官、裁判官及び書記官である。
19	民事局	その他	裁判事務	裁判官		H28.3.30	局長等専決	監督権不行使	
20	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.10.2	局長等専決	監督権不行使	
21	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.11.30	局長等専決	監督権不行使	
22	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.12.7	局長等専決	監督権不行使	
23	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.6	局長等専決	監督権不行使	
24	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.26	局長等専決	監督権不行使	
25	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.15	局長等専決	監督権不行使	
26	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.8	局長等専決	監督権不行使	
27	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.11	局長等専決	監督権不行使	
28	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.18	局長等専決	監督権不行使	

29	刑事局	その他	裁判事務	裁判官		H28.3.18	局長等専決	監督権不行使	
30	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.31	局長等専決	監督権不行使	
31	行政局	弁護士	裁判事務	裁判官		H27.7.28	局長等専決	監督権不行使	
32	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.9.2	局長等専決	監督権不行使	
33	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.8	局長等専決	監督権不行使	
34	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.12.25	局長等専決	監督権不行使	
35	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.8	局長等専決	監督権不行使	
36	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.20	局長等専決	監督権不行使	
37	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
38	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
39	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
40	行政局	その他	裁判事務	裁判官		H28.2.22	局長等専決	監督権不行使	
41	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.8.28	局長等専決	監督権不行使	
42	家庭局	弁護士	裁判事務	その他		H28.1.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官である。
43	家庭局	その他	裁判事務	その他		H28.3.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官である。